

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令について

1. 趣旨

大量破壊兵器の拡散防止等税関における水際取締りを強化する観点から、外国貿易船等に関する情報収集の強化を図るため、入港の際に旅客氏名表等の提出を義務付けるなどの措置を講ずることとしており、当該措置を実現するための「関税定率法等の一部を改正する法律」が平成 16 年 3 月 31 日に成立した（同年 4 月 1 日施行）。

同法律の施行に伴い、CuPES を使用してオンラインで行うことができる手続について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) 別表に掲げられるオンラインで行うことができる手続に、以下の手続を追加する。
(別表関係)

- ・ 関税法第 15 条第 5 項（特殊船舶等の入港届）の規定による特殊船舶等（航空機に限る。）の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
- ・ 関税法第 17 条第 1 項（出港の手続）の規定による外国貿易機の旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出
- ・ 地位協定特例法第 5 条第 3 項（公用船等の入出港手続）の規定による旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出

地位協定特例法：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）

(2) その他所要の規定の整備を行う。